

# 科学技術イノベーション官民投資拡大推進費ターゲット領域検討委員会 の設置等について

平成 29 年 1 月 26 日  
総合科学技術・イノベーション会議

- 1 総合科学技術・イノベーション会議令第2条第1項に基づき、総合科学技術・イノベーション会議に科学技術イノベーション官民投資拡大推進費ターゲット領域検討委員会(以下、「委員会」という。)を設置する。

委員会は、「科学技術イノベーション官民投資拡大イニシアティブ(平成 28 年 12 月 21 日経済社会・科学技術イノベーション活性化委員会)」に示された科学技術イノベーション官民投資拡大推進費に係る研究開発投資ターゲット領域の選定及び関連する事項についての調査・検討調査・検討を行う。

- 2 総合科学技術・イノベーション会議令第1条第1項に基づき、総合科学技術・イノベーション会議に、上記に関する調査・検討を行う専門委員を置くことにつき、内閣総理大臣に意見具申する。